

年 月 日

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1 100 万円を超える設営、広報、イベント委託等に係る契約について、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約名

2 発注先

3 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4 市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2 者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (5) の順に最初に当てはまる 1 つの理由を選択してください。

(5) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市働き方改革・生産性向上推進事業補助金交付要綱第 13 条に定める市内中小企業者による入札、又は 2 者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

本社所在地
名 称
代表者役職・氏名